

平成21年12月

京都地方税機構議会臨時会会議録

平成21年12月 京都地方税機構議会臨時会会議録目次

会期 1 日間（平成21年12月13日）

第 1 号（12月13日）

1	出席議員氏名	4
1	欠席議員氏名	5
1	議事日程	5
	臨時議長紹介	6
	吉田臨時議長のあいさつ	6
	吉田臨時議長開会宣告	6
	山田広域連合長のあいさつ	6
1	仮議席の指定	7
1	議長選挙の件	7
	近藤議長就任あいさつ	7
1	議席の指定	7
1	会議録署名議員の指名	7
1	会期決定の件	8
1	副議長選挙の件	8
	木戸副議長就任あいさつ	8
1	議第1号議案から議第3号議案	8
	大西宏議員の提案理由説明	9
1	議第1号議案から議第3号議案、可決	9
1	第1号議案から第33号議案	9
	山田広域連合長の提案理由説明	10
	前窪義由紀議員の質疑及び山田広域連合長の答弁	11
	水谷修議員の質疑並びに山田広域連合長、岩瀬事務局長総務課長事務取扱、 中西事務局次長兼業務課長兼会計管理者及び大槻事務局業務課参事の答弁	17
	石田春子議員の質疑及び山田広域連合長の答弁	29
	前窪義由紀議員の討論	31
1	第1号議案から第33号議案、可決及び承認	31
1	第34号議案	36
1	第34号議案、同意	37
	中山泰君のあいさつ	37
	木村要君のあいさつ	37
	岩瀬充君のあいさつ	38
1	第35号議案	38

1	第35号議案、同意	39
1	選挙管理委員及び補充員の選挙の件	39
1	議第4号議案	40
	大西宏議員の提案理由説明	40
1	議第4号議案、可決	40
	近藤議長閉会宣告	40

上 程 議 案 等

議案番号	件 名	議決結果
1	議長選挙の件	-
1	副議長選挙の件	-
1	選挙管理委員及び補充員の選挙の件	-
議第1号	京都地方税機構議会会議規則制定の件	原案可決
議第2号	京都地方税機構議会傍聴規則制定の件	〃
議第3号	京都地方税機構議会の権限に属する事項中広域連合長の専決処分事項の指定の件	〃
議第4号	京都地方税機構情報公開条例一部改正の件	〃
第1号	平成21年度京都地方税機構一般会計補正予算(第1号)	〃
第2号	京都地方税機構議会定例会条例制定の件	〃
第3号	京都地方税機構議会の議決に付すべき契約等に関する条例制定の件	〃
第4号	京都地方税機構監査委員条例制定の件	〃
第5号	京都地方税機構地方事務所設置条例制定の件	〃
第6号	京都地方税機構職員の定年等に関する条例制定の件	〃
第7号	京都地方税機構副広域連合長の給与及び旅費に関する条例制定の件	〃
第8号	京都地方税機構財政状況等の公表に関する条例制定の件	〃
第9号	京都地方税機構財産条例制定の件	〃
第10号	京都地方税機構滞納処分及びこれに関連する事務の処理等に関する条例制定の件	〃
第11号	京都地方税機構職員定数条例一部改正の件	〃
第12号	京都地方税機構広域連合長の報酬の特例に関する条例一部改正の件	〃
第13号	京都地方税機構広域計画作成の件	〃
第14号	平成21年度京都地方税機構一般会計予算の専決処分について承認を 求める件	承 認
第15号	京都地方税機構の休日を守る条例の制定の専決処分について承認 を求める件	〃

第16号	京都地方税機構公告式条例の制定の専決処分について承認を求める件	〃
第17号	京都地方税機構行政手続条例の制定の専決処分について承認を求める件	〃
第18号	京都地方税機構情報公開条例の制定の専決処分について承認を求める件	〃
第19号	京都地方税機構個人情報保護条例の制定の専決処分について承認を求める件	〃
第20号	京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会条例の制定の専決処分について承認を求める件	〃
第21号	京都地方税機構議員報酬等に関する条例の制定の専決処分について承認を求める件	〃
第22号	京都地方税機構事務局設置条例の制定の専決処分について承認を求める件	〃
第23号	京都地方税機構職員定数条例の制定の専決処分について承認を求める件	〃
第24号	京都地方税機構職員の服務等に関する条例の制定の専決処分について承認を求める件	〃
第25号	京都地方税機構職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定の専決処分について承認を求める件	〃
第26号	京都地方税機構議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定の専決処分について承認を求める件	〃
第27号	京都地方税機構報酬及び費用弁償条例の制定の専決処分について承認を求める件	〃
第28号	京都地方税機構職員の給与に関する条例の制定の専決処分について承認を求める件	〃
第29号	京都地方税機構旅費条例の制定の専決処分について承認を求める件	〃
第30号	京都地方税機構広域連合長の報酬の特例に関する条例の制定の専決処分について承認を求める件	〃
第31号	京都地方税機構長期継続契約に関する条例の制定の専決処分について承認を求める件	〃
第32号	京都地方税機構指定金融機関の指定の専決処分について承認を求める件	〃
第33号	京都地方税機構公平委員会に係る事務委託の専決処分について承認を求める件	〃
第34号	副広域連合長の選任について同意を求める件	同 意
第35号	監査委員の選任について同意を求める件	〃

平成21年12月京都地方税機構議会臨時会会議録第1号

平成21年12月13日（日）午後2時55分開会

出席議員（31名）

近藤	永太郎	君
植田	喜裕	君
山本	正	君
前窪	義由紀	君
山口	勝	君
佐々木	幹夫	君
木戸	正隆	君
和佐谷	寛	君
白猪	知広	君
水谷	修	君
西川	博司	君
安達	稔	君
松本	富雄	君
大西	吉文	君
石原	修	君
祐野	恵	君
横山	博	君
櫻井	立志	君
松本	経一	君
吉田	繁治	君
大西	宏	君
北村	吉史	君
中井	孝紀	君
田中	修	君
石田	春子	君
岩崎	宗雄	君
三原	和久	君
新田	晴美	君
篠塚	信太郎	君
倉	秀樹	君
森本	敏軌	君

欠席議員（１名）

村田 忠文 君

地方自治法第121条の規定による出席者

広域連合長	山田 啓二
事務局長総務課長事務取扱	岩瀬 充
事務局次長兼業務課長兼会計管理者	中西 利信
事務局総務課参事	後安 剛児
事務局業務課参事	大槻 光

議事日程（第1号）平成21年12月13日(日)午後2時開議

- 第1 仮議席指定の件
- 第2 議長選挙の件
- 第3 議席指定の件
- 第4 会議録署名議員指名の件
- 第5 会期決定の件
- 第6 副議長選挙の件
- 第7 議第1号議案から議第3号議案まで
- 第8 第1号議案から第33号議案まで
- 第9 第34号議案
- 第10 第35号議案
- 第11 選挙管理委員及び補充員の選挙の件

以上

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） 本日招集されました平成21年12月京都地方税機構議会臨時会は初めての議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして年長議員が議長の職務を行うこととされております。

出席議員中、年長議員は吉田繁治議員でございますので、御紹介を申し上げます。

〔臨時議長吉田繁治君議長席に着く〕

臨時議長（吉田繁治君） ただいま御紹介いただきました吉田でございます。

本日招集されました12月臨時会に当たり、不肖私、地方自治法第107条の規定によりまして僭越でございますが年長議員のゆえをもちまして臨時議長の職務をとらせていただきます。ふなれでございますけれども、どうぞよろしく願います。

臨時議長（吉田繁治君） これより平成21年12月京都地方税機構議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、広域連合長からごあいさつの申し出がありますので、これをお受けしたいと思います。山田広域連合長。

〔広域連合長山田啓二君登壇〕

広域連合長（山田啓二君） 京都地方税機構広域連合長の山田啓二でございます。議長のお許しを得ましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに広域連合京都地方税機構として初めての議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては大変御多忙の中、また日曜日にもかかわらずお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

この京都地方税機構は、税業務につきまして市町村と府という組織を乗り越えまして、一体となって業務を遂行するものであります。ここに至るまでの間には本当に、ここにお集まりの議員各位の皆様を初め、各市町村長の皆さんの御尽力により課題を乗り越え本日の日を迎えることができ、改めて関係者の皆様に厚く御礼を申し上げる次第であります。

今後課税業務共同化の準備も着実に進め、住民、納税者の皆様の利便性の向上を図るための効果的な行政運営を実現できるよう努めてまいり所存であります。

業務の推進に当たりましては、今後とも議会の御意見を十分に踏まえ京都地方税機構を運営していきたいと考えておりますので、どうか議員各位におかれましては一層の御指導、御支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

簡単ではございますが、初回議会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

臨時議長（吉田繁治君） お諮りいたします。議事の進行につきましては、会議規則がまだ制定されておられませんので、今臨時会に提出されております京都地方税機構議会会議規則案に準じまして進めてまいりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

臨時議長（吉田繁治君） 御異議なしと認めます。

これより、日程に入ります。

臨時議長（吉田繁治君） 日程第1「仮議席指定」を行います。
仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

臨時議長（吉田繁治君） 次に、日程第2「議長選挙」を行います。
選挙は、機構規約第10条第1項により行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

臨時議長（吉田繁治君） 御異議なしと認め、さよう決します。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

臨時議長（吉田繁治君） 御異議なしと認め、さよう決します。

それでは、議長に近藤永太郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま私から指名いたしました近藤永太郎議員を、議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

臨時議長（吉田繁治君） 御異議なしと認めます。よって、近藤永太郎議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました近藤永太郎議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

近藤永太郎議員からごあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。近藤永太郎議員。

〔議長近藤永太郎君登壇〕

議長（近藤永太郎君） ただいま皆様方から御推挙を賜り、議長に選出いただきました近藤永太郎でございます。

この上は皆様方の御協力を賜り円滑な議会運営に努め、議長の大任を果たさせていただきたいと思っております。

どうかよろしく願い申し上げます。（拍手）

〔議長近藤永太郎君議長席に着く〕

議長（近藤永太郎君） 日程第3「議席指定」を行います。

議席は、ただいま御着席いただいております仮議席のとおりといたします。

議長（近藤永太郎君） 次に、日程第4「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、私から植田喜裕君及び祐野恵君を指名いたします。

以上の御両君にお差し支えのある場合には、次の号数の議席の方をお願いいたします。

議長（近藤永太郎君） 次に、日程第5「会期決定の件」を議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

議長（近藤永太郎君） 御異議なしと認め、さよう決します。

議長（近藤永太郎君） 次に、日程第6「副議長選挙」を行います。
選挙は、機構規約第10条第1項により行います。
お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

議長（近藤永太郎君） 御異議なしと認め、さよう決します。
お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

議長（近藤永太郎君） 御異議なしと認め、さよう決します。
それでは、副議長に木戸正隆君を指名いたします。
お諮りいたします。ただいま私から指名いたしました木戸正隆君を、副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

議長（近藤永太郎君） 御異議なしと認めます。よって、木戸正隆君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました木戸正隆君が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

木戸正隆君からごあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。木戸正隆君。

〔副議長木戸正隆君登壇〕

副議長（木戸正隆君） 失礼いたします。ただいま議長から御指名を賜りました、福知山市議会の木戸正隆でございます。

御存じのとおりまことに浅学非才な者でございますが、この京都地方税機構の目的にかんがみ、私も地方議会の一人としてこの問題につきましては近藤議長とともに一生懸命頑張らせていただきたいと思いますので、御参会各位また議員諸兄の皆さん方には格段の御指導を賜りますよう、よろしく願いいたします。

まことに意を尽くしませんけれども、就任のあいさつとさせていただきます。

よろしく願いします。（拍手）

議長（近藤永太郎君） 次に日程第7「議第1号議案から議第3号議案まで」の3件を一括議題といたします。

大西宏君から提案理由の説明を求めます。大西宏君。

〔大西宏君登壇〕

大西宏君 木津川市選出の大西宏でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいま議題となりました議第1号議案から議第3号議案までの計3件の案件につきまして、提案者を代表いたしましてその概要を説明申し上げます。

まず、議第1号議案「京都地方税機構議会会議規則制定の件」につきましては、地方自治法第120条の規定により機構議会の運営に関して必要な事項を定めようとするものでございます。

次に、議第2号議案「京都地方税機構議会傍聴規則制定の件」につきましては、地方自治法第130条第3項の規定により機構議会の傍聴に関して必要な事項を定めようとするものでございます。

次に、第3号議案「京都地方税機構議会の権限に属する事項中広域連合長の専決処分事項の指定の件」につきましては、地方自治法第180条の規定により機構議会の権限に属する事項中広域連合長において専決処分することができる軽易な事項を指定しようとするものでございます。

各案件のいずれも、地方自治法第292条において、都道府県加入の広域連合は都道府県関係規定を準用することとされていること等を踏まえまして、都道府県議会の関係規則をもとに機構議会の定例会開催回数等にかんがみ、また府内先行既設の広域連合である京都府後期高齢者医療広域連合議会の関係規則等も参考といたしまして所要の規定を整備したものでございます。

以上が提案議案の概要でございますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げますとともに、今後若干見直しの調整が必要なこともあるかと思っておりますが、そういうものを今後の課題としまして、よろしく満場の御賛同をお願いしたいと思います。

以上が提案の理由でございます。どうかよろしくお願い致します。

議長（近藤永太郎君） これより質疑に入りますが、通告がありませんので質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議案3件について採決に入ります。

採決の方法は挙手によります。

ただいま採決に付しております議案3件については、それぞれ原案を可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、議案3件についてはいずれも原案どおり可決されました。

議長（近藤永太郎君） 次に、日程第8「第1号議案から第33号議案まで」の33件を一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。山田広域連合長。

〔広域連合長山田啓二君登壇〕

広域連合長（山田啓二君） ただいま議題となりました第1号議案平成21年度京都地方税機構一般会計補正予算ほか32件の案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、第1号議案は一般会計予算の補正であります。

今回の補正予算につきましては、来年1月から京都地方税機構において高額滞納案件等を中心に徴収業務を開始するために必要となる人件費及び地方事務所の運営費等1億2,200万円を計上しております。

その財源といたしましては、規約に基づく各構成団体の負担金収入1億2,200万円でございます。

歳出予算の主なものといたしましては、各構成団体からの派遣職員等の人件費負担金8,900万円のほか共同徴収支援システム等運営費1,700万円となっており、補正後の一般会計予算額は7億6,600万円となっております。

次に、第2号議案から第12号議案までの11件は、いずれも条例の制定等に関する案件であります。

第2号議案は、議会定例会の開催回数を年2回と定めるため、第3号議案は、議会の議決に付すべき契約等を定めるため、第4号議案は、監査委員について必要な事項を定めるため、第5号議案は、地方事務所の設置について定めるため、第6号議案は、職員の定年等について必要な事項を定めるため、第7号議案は、常勤の副広域連合長の給与等を定めるため、第8号議案は、財政状況及び人事行政の運営等状況の公表について必要な事項を定めるため、第9号議案は、財産の交換、譲与等に関し必要な事項について定めるため、第10号議案は、構成団体から機構への滞納案件の移管手続等を定めるため、それぞれ条例を制定するものであります。第11号議案は、業務開始に伴う職員定数について所要の改正を行うため、第12号議案は、副広域連合長の報酬を当面の間支給しないことについて定めるため、それぞれ所要の改正を行うものであります。

次に、第13号議案は、地方自治法に基づき作成する広域計画について議会の議決を得ようとするものであります。

次に、第14号議案から第33号議案までの20件は、いずれも専決処分の案件であります。

第14号議案は、本年8月の機構設立から年内までの間の所要経費を計上した平成21年度一般会計予算につきまして、第15号議案から第31号議案までの17件は、いずれも条例の制定についてでありまして、第15号議案は、京都地方税機構の休日に関し、第16号議案は、条例等の公布に関し、第17号議案は、行政手続に関し、第18号議案は、情報公開に関し、第19号議案は、個人情報の保護に関し、第20号議案は、情報公開及び個人情報保護審査会に関し、第21号議案は、議員報酬等に関し、第22号議案は、機構事務局の設置に関し、第23号議案は、職員の定数に関し、第24号議案は、職員の服務に関し、第25号議案は、職員の勤務時間等に関し、第26号議案は、非常勤職員等の公務災害補償等に関し、第27号議案は、広域連合長等の報酬に関し、第28号議案は、職員の給与に関し、第29号議案は、旅費に関し、第30号議案は、広域連合長報酬を当面の間支給しないことに関し、第31号議案は、長期継続契約に関し、第32号議案は、指定金融機関として京都銀行を指定することにつきまして、第33号議案は、

公平委員会の事務を京都府人事委員会に委託することにつきまして、いずれも特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、やむを得ず専決処分をいたしましたので、今回これを報告し、議会の承認を得ようとするものであります。

以上がただいま議題となりました議案の概要であります。御議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（近藤永太郎君） これより質疑に入ります。

通告がありますので、まず前窪義由紀君に発言を許します。前窪義由紀君。

前窪義由紀君 ただいま提案されました議案について、お聞きをしたいと思えます。

税務行政については、地方自治体の根幹をなす業務です。国保を含め住民生活に直結しておりますけれども、これまで私どもは府議会でいろいろと質疑をさせてもらいましたが、十分説明されてきたとは思えません。住民の意見や不安にどう答えるのかという観点からお聞きしたいと思います。

京都地方税機構設立の目的、効果として、1つには税務調査、滞納処分の充実による徴収率の向上、平均徴収率98%を目標とする、2つは府税と市町村民税の共通滞納者に対する効果的な処分、断固たる滞納処分の実施と示されております。このことについては、第13号議案の広域計画でも色濃く反映をされております。

税機構設立準備委員会の資料では、文書、電話による催告を基本とし、原則集金はしない、臨戸はやらないとしております。

結局、これまではしがらみがあって滞納処分が十分できなかったという前提に立ちまして、しがらみを断ち切って断固たる滞納処分、勢い、まず差し押さえということになりかねないというふうに考えますけれども、この点についてどういう見解をお持ちでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 税の基本というのは、やはり公平であることだというふうに思っております。したがって、私どもはやはり京都府内におきまして公平な税務行政をしっかりと府と市町村が共同して行っていく、そういう姿勢を示したものだということに考えております。

住民の皆様には、この趣旨をこれからも十分にわかりやすく説明をしまいたいと考えております。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 住民の皆さんへの説明責任というのは非常に重大ですから、しっかりやっていただきたいと思えます。

府議会の代表質問では知事として、納税者の利便向上を図るものだと、納税者の立場に立った税務行政を行うものだという趣旨の答弁をされておりますね。しかしながら税機構のねらいは、やはり断固たる滞納処分ということが主眼となっているんじゃないか。例えば、今後こういうことがあってはならないということをお聞きしておきますが、各地方事務所で徴収率を競わせたり、あるいは個々の徴収事務について成績主義に陥ったりということになってはならないと私は思うんですけれども、この点について、連合長の見解をお聞きしておきたいと思えます。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 基本的には、まさに住民の皆さんの便宜を図ることが第一だと思っております。しかし同時に、税というものは前窪議員からもお話がありましたように、地方自治体の根幹をなすものでありますから、そうしたものがやはり公平感を持っていなければ税に対する府民の信頼は得られないと思っております。

私どもはあくまで府民の皆さんが税の徴収に対して信頼を持っていただけるような、そういう形でこの業務を進めていきたいと思っております、それは競争とは全く違うものだと考えております。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 そういふことでは、各地方事務所で、保険会社等でよくあるようにグラフをついたり、あるいは個人の成績を張り出したりというようなことは決してあってはならないと思いますし、今の答弁ではそういうことはないと思いますけれども、しかしながら、そういうことは絶対やってはならないということを、これは指摘しておきたいと思いません。

次に、クレジット納税の実施というのを明記していますがけれども、これは納税者の利便向上ということではそういうことを書いているんですけども、それにとどまらない重要な問題をはらんでいると思うんですね。極端に言えば、借金してでも税金を払えということになりかねないと思うんですけども、どうでしょうかね。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） その問題は、分けて考えなければいけないと思っております、クレジットカードというものの自身が否定されるべきものなのか肯定されるべきものなのか。私たちの社会の中で、府民生活を支えていく上でクレジットカードは今非常に大きな役割を果たしております。税についてだけそれが別物だというふうには考えておりませんので、それをもとにして、今御指摘のような問題点が起きないように努力をしていかなければならないというふうには考えております。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 これは、滞納処分あるいは差し押さえということによって全国でも非常に悲惨な事件が起こっているんですね。例えば、営業用の自動車を差し押さえられた。ある日突然タイヤに輪っばをはめられて、営業にも出られない。そういう中で、困り果てたその御一家は一家心中される、こういうようなことがありましたね。こういう事件はあちこちであるんですね。そういうところまで追い込むということは、このクレジットカードを使って金が出せるじゃないか、こういうところへ追い込んでいくということになりかねないんですよ、連合長。この心配について、そういうことはないと言えるんですか。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） これは、やはり基本的にクレジット納税に対する扱いについて、そういった面からも私は京都府全体として統一した見解に基づいてやっていくことのほうがよろしいんじゃないでしょうか。つまり、ばらばらの市町村がばらばらに行動しているような混乱が起きるよりは、私どもみんなで話し合っただけでそういうことが起きないように努力

をしていくという面では、地方税機構の役割はそういう点にも特徴があるんじゃないかなと
考えております。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 この税機構を構成する市町村と考えていかないかというわけですが、
クレジット納税をやらないという自治体が1つでもあればこれはやっぱりやっ
てはならないと私自身は思っております。それから、全自治体がやると言っ
ても、そのことを拒否する納税者の方がおれば、それは決して強制しては
ならないということを考えますから、このクレジット納税というのは、私
はやめていくべきだということを求めておきたいと思っております。

次に、滞納処分の問題なんですが、滞納事案については、納付できない人、
納付できる人を見きわめて、資力がありながら納付しない人に対しては断
固たる処分を行うということでもありますけれども、だれがどのようにして
見きわめるのか、恣意的な運用をされてはならないと思うんですね。そ
こで、差し押さえ等の判断基準についてはやはりマニュアルをしっかりと
示すべきだ、周知徹底すべきだというふうに思うんですが、いかがでし
ょうか。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 多分、税の滞納の場合には個人の皆さんの置
かれている状況が非常に違うと思います。そうした状況に基づいて、例え
ば納税計画をしっかりと個人レベルで立ててその中でお話をしていくべ
きものでありまして、ファーストフードの店のようにならなくて、一律に
納税者の皆さんを扱うということは、私はかえって状況からするとおか
しいのではないかなと思っております。まさに一人一人の状況に応じてし
っかりとした中でやっていく。しかし、それに対して悪意を持って納め
ない人には、これはやっぱりきちっと対応していかなければならないと
考えております。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 だからこそ、この基準というのをやはり地方税機構として
公にすべきだと思うんですね。この点についてはどうですか、検討して
もらえますか。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 先ほど申しましたように、どこまで滞納し
たらどこまで押さえるかということではなくて、個別の問題についてき
ちっと納税計画を立てて各個人の皆さんが支払える範囲で納税をして
いただくと。そして、それができない場合にはということでもあります
から、どこまでということを基準で示せというのは非常に画一的なやり
方でありまして、私はこの場合には非常になじまないんじゃないかなと
いうふうに思います。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 例えば、差し押禁止財産とかいろいろありますよね。あ
るいはまた徴収猶予、換価の猶予等々、それは法律によって決まってい
るんですね。しかし、この税の問題はなかなか、法で決まっていると
言っても納税者のほうがそのことを十分わかっているとも言えない。

そういう意味からすると、例えば、京都府でも出産一時金を本人に全
く通告なしにぼんと差し押さえた、銀行の通帳に入った途端に差し押
さえた、とこういう事例もありましたけれども、そういうことがあ
ってはならないわけです。納税の所得基準だとかいろいろあります

よね。そういったことを十分知って滞納処分をする必要があると、私はこのように思いますので、これは今後の事務執行の中で十分検討していただきたいと思っております。

それから、納税者の権利保証の問題なんですけれども、納税の義務とは、あくまで法に基づいて発生するということなんですよね。そこで、今も言いましたように、徴収猶予あるいは差押禁止財産、換価の猶予等々、現行法制のもとでも納税困難な事態に際してさまざまな権利が認められているんですね。ですから、これらの権利がどのように保証されて運用されるのか、ここに大きな不安を持つわけなのですよね。

専らこの京都地方税機構が滞納処分、あるいは滞納案件を扱うということですから、かつて南京都信用金庫とかあるいは伏見信用金庫なんかが破綻したときに分割納付をやっていた、そういう営業の方々も、RCCといういわゆる債権取り立て機構に送られたという事例がありました。ですから、それとは一緒に私はしませんけれども、しかしながら京都税機構送りだぞということになるわけで、税機構に送られた後の処分あるいは納税者に対する相談等々が丁寧にやられるのかどうかというのが非常に心配事になっているわけなんです。

ですから、この点は相談を十分親切にやる体制をぜひつくっていただきたいと思うんですけれども、これはいかがですか。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 私は、そのためにも地方税機構はいいと思います。つまり、何か問題が起きたときに、市町村と都道府県が先に取った者が勝ちみたいな形で取り合いしてそこに入っていきようなことになってしまうと、これは納入する人にとっては一番厳しい話ですし、納税計画もばらばらに立てなきゃいけない。そうした面から、地方税機構は、今前窪議員がお話しになった点については、非常に府民の立場に立って、今までにないきちっとした対応ができる組織になっておりますし、またならなければならないというふうに考えております。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 そこで先ほど私が言いましたように、臨戸はしない、訪問はしないということなんです。集金には行かないということ。全部呼び出してやるということになるんですけれども、やっぱりいろいろ事情があると思うんです。今、京都府なり市町村の税業務の中で、やっぱりそれぞれの家庭を把握するために訪問をしたりして、その家庭がどういうことになっているのか、そういうことなんかも十分やられている自治体もあるわけなので、そういったことが機械的に扱われないようにしてほしいなとこのように思うんですけれども、それはどうなんですか。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） やはりこの問題については、府民のプライバシーを考えていく必要があると思いますので、何でも臨戸しろ、行け行けという話ではないと思うんです。やはり納税者の方々と十分にお話をして、その中できちっと把握をしていくのが一番だと思いますので、どんどん臨戸して行けという話は、私はプライバシーとかそういった観点からも、かえっていろんな問題を引き起こすのではないかなと思っております。この点につきましては、やっぱり柔軟に対応していくというのが筋ではないかと思っております。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 私も全部臨戸せよとは言っていないです。その家庭、あるいはその事業者が非常に困難な様子だというのは、電話とかいろいろなやりとりの中でわかるわけですね。そういう意味で言っているわけで、いずれにしても親切な対応をしていただきたいと、このように思います。

昨今の経済状況が非常に悪いという中で、払いたくても払えない人たちが本当にたくさんおられるわけなんですね。そういう立場に立つというのも、私は京都税機構の重要な役割だと思っておりますので指摘をしておきます。

最後の課題ですが、国保料（税）の徴収問題です。国保制度というのは、国民皆保険の下支えをしているわけで、医療を受ける権利を保障する社会保障の一環でもあるわけで、保険料滞納世帯であっても15歳以下の子どもには保険証が交付されるという法改正もやられる、あるいは新型インフルエンザ対策では資格証明書でも3割負担で受診できるようにされたと。高校生までこれを拡充していくという、そういうことも今検討されております。

高過ぎる国保料（税）など、制度の矛盾がこのように噴き出しております。これを扱っている市町村は非常に困っているというのは御承知のとおりだと思うんですが、社会保障制度としての運用にやはり配慮していかなければならないというふうに思うんです。

そういう意味から言いますと、専ら徴収率の向上、滞納処分を目的とする税機構に国保料（税）の徴収を移管するということは、まさに命にもかかわる重要な問題だけに私は慎重であるべきだと思うんです。

税金の滞納と同じ扱いをするのかということなんですが、この点についてはどうでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 何をもって税金の扱いと同じになるかということだと思うんですけども、基本的には国保の徴収については法に基づいて行いますので、あくまでその法の趣旨に沿って行うことになると思います。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 その、法に基づいてやるというところに冷たさを感じるわけなんですね。そうではあっても、やはり、この国保料というのはそれぞれの自治体で苦勞して、資格証明書も発行せずに頑張っているところもあるんですよ。連合長、それはよく御存じでしょう。だから、何も法に基づいて全部やるということじゃないでしょう。それにそれぞれの自治体がしっかり住民生活を支えるということを加味してやっているんじゃないですか。違いますか。そういう点を指摘したいと思うんですよね。（発言する者あり）憲法違反などと私は言っていないですよ。法に基づいて、それにプラスしてそれぞれの自治体がいいろいろ配慮してやっているということを言っているじゃないですか。

厳しい暮らしの中で全額納付ができない場合、税の納付が優先されて、本来は国保に納めて保険証を交付してもらいたいけれども、税の納付が優先だということになって、結果、国保料あるいは国保税の未納状態が解消されない、保険証の発行がされないと、こういうことになってはならないというふうに思うんですけれども、連合長、これはどうですか。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 先ほど私が申しましたのは、あくまで憲法に基づいて、私もはすべて法の遵守義務を負っておりますから、法を遵守していくということは我々の憲法上の義務であります。そして、その法の趣旨の範囲内でさまざまな裁量権が行政に与えられておりますから、それに当たりましては住民の皆さんの便宜、住民の皆さんの思いをしっかりととらえていくべきだということを申しているわけでありますので、法の遵守義務というのを我々は持っているということは認識をしていかなければならないと思っております。

なお、今の短期被保険者証とか被保険者資格証明書の話でございますけれども、ですからこそ私どもは権限を持っていない。ここはやはり市町村がきちっと対応すべき問題であろうというふうに考えておまして、今回の税の機構ではそういうところには我々は権限を持たないということをしておるところであります。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 だから、今、市町村が法に基づきながらも、しかしながら住民の暮らしを守るといっていろいろ苦労してやっているということ、私は再三再四言っているわけですね。

だから、保険料を滞納して、税機構送りになったこの案件だって、本当にその滞納の背景に何があるのかというようなことをしっかり把握してもらいたいと思っているんです。機械的な対応の結果、受診抑制になって健康を害すると、こんなことになってはならないというふうに思うので、私は税機構の窓口でそういう国保問題を十分扱える職員をしっかりと配置してほしいと思うんですよね。この点についてはどうですか。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 多分今のお話は、広域機構の範囲を超える、つまり国保の事務全体についても広域機構がいろいろと目配りをしていかなきゃいけないということになりますので、それはやはり私は市町村のそれぞれの固有の事務の権限というものを侵しかねないと思しますので、今の意見には全く賛同できません。

議長（近藤永太郎君） 前窪義由紀君。

前窪義由紀君 そういうことを言うから機械的な対応になるということ言ってる。払いたくても払えなくて京都税機構に送られると。その送られてきた被保険者の方々に対して、全く国保の実態がわからないような職員が税と同じように機械的に対応してもらっては困るということ言ってるわけですね。

国民健康保険というのは、それだけ住民の暮らしを、健康あるいは医療を支えるという、いわゆる最低の制度として機能しているわけで、勢い徴収率を上げるといって全くそんなことを考慮しないという、今の連合長の答弁ではそんな感じを受けますけども、そういうことはあってはならないということ指摘しておきたいと思します。

最後になりますが、京都地方税機構の徴収業務を1月から開始するというので、いろいろ提案されておるわけなんですけど、共同徴収事務の肝心かなめの電算システム等の整備が、これは極めて深刻な事態です、遅れています。それから、第一線に派遣される職員の労働条件等についても、労働組合との合意もできていないと。これは重要で、自治体をつくるわけ

ですから、せめてそれぐらいはやっておくべきだと私は思うんですよ。

準備段階でこんな遅れた状況では、私は強引な形で1月業務開始というのを何が何でもやるんだという姿勢はやめるべきだというふうに思います。少なくとも新年度まで延期するということも含めて、十分準備をしていただきたいと。

先ほどの本会議を開会する前の段階でも、議案に不備があったりいろいろするわけで、税の徴収という点では間違いは許されないわけですから、私はそういったことを指摘をして終わりたいと思います。

議長（近藤永太郎君） 次に、水谷修君に発言を許します。水谷修君。

水谷修君 実務的なことは局長なりから、方針上のことは連合長からお答えいただけたらありがたいと思います。

まず最初に、三菱UFJに委託する収納事務1件56円という内容は何なのでしょう。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） 収納事務の委託の件でございますけれども、コンビニで納税されました徴収金、それからその納税の情報、そういったものを取りまとめてもらったものでございます。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 要するに収納事務の範疇で、現在市町村では職員がしている仕事のことですね。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） 納税者に税金を納めていただくわけですが、通常は窓口に来ていただいて納めていただくとか金融機関で納めていただくとか、そういったことになるわけです。その納税手法の一つとして、昨今は公共料金等もコンビニ納付が可能となっております、その辺のところでもコンビニでも税を納めていただけるようにしていきたいと、そういうことの業務を委託するものでございます。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 聞いているのは、消し込みデータの作成を委託するという事なんですか、じゃないんですか。何の収納事務なんですかということを説明してください。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） 三菱UFJに委託する収納事務でございますけれども、それは、コンビニで納税していただいた税金を取りまとめていただいて、税金は指定金融機関に行くわけでございますけれども、データは消し込み情報という形で業務委託している業者に渡していただく。そういった業務が具体的な業務となります。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 消し込みデータの作成は税情報の重要な部分で、現在職員がしてる仕事だと思います。各構成団体の個人情報でありますから、各構成団体の個人情報審議会であらかじめ諮られるべきものではないでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） 個人情報の取り扱いにつきましては、個人情報

保護条例にのっとりまして厳格に取り扱いを進めていきたいと、このように思っております。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 聞いているのは、各構成団体の個人情報であるからして、各構成団体の個人情報審査会であらかじめ諮るべきではないかということを知っているのです。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） 機構の仕事は、各構成団体から各構成団体の滞納業務を法律に基づきまして機構に移管するものでございますので、その点につきまして個人情報の外部提供とかそういった問題は発生しないというふうに考えております。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） ここは広域連合京都地方税機構の議会ですから、各構成団体の条例の解釈をするところではありませんので、それはこちらでお答えできません。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 消し込みデータは各構成団体の個人情報ですから、各構成団体でまず審査会などを開いてそのことを処理しておいてから、本機構で処理すべきことで、まだそういうことができていない段階で三菱UFJに委託するというのはいかがなものかと思えます。

次に行きます。負担金の問題でございますが、府と他の構成団体との負担金は派遣職員数の比率で決まっていますが、予算の積算分母並びに市町村は何人か、そして実際の1月以降の府からの派遣数、市町村からの派遣数は何人なのか、御説明いただきたいと思えます。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） 予算の積算分母でございますが、総数で職員数186名でございます。内訳でございますが、市町村職員が86名、府の職員が100名となっております。

1月からの業務開始に伴います派遣予定数でございますが、全体で19名、その中で府の職員が9名、市町村の職員が10名となっております。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 そうすると、機構の規約では職員数に応じてするという事になっているので、まず規約の別表でどのように規定しているか、府の持ち分についての規定のところを説明してください。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） 府と市町村の負担金の分担の方法でございますが、規約におきまして、府と市町村の派遣職員数の比率で負担するという事にしておりまして、実際の負担額は機構の予算において決めるというふうなことで規定しております。

こういう職員数という指標を用いましたのは、府と市町村の業務量によって経費を分担しようという趣旨からでございます。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 22年度の予算はわかるんですが、21年度は今説明があったように13人の8人が

府ですか、61.5%が府の持ち分じゃないですか。規約をそのまま、法律、条例というのは文章どおりに処理すべきものなので、府の負担が少ないのじゃないですか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） 21年度中の派遣職員数でございますが、一定限定した人数となっておりますけれども、1月から、8月から年度内までの業務でございますが、業務の本格化へ向けての必要な経費として、徴収業務を全面的に展開する段階と同様に186名をもとに分担金を算出するものでございまして、そういうふうな予算を立てているところでございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 186人というのは22年度はそうしたいという話であって、21年度の人数ではないですよ。規約には、派遣職員数で計算することになっているんでしょう。そうじゃないんですか。23年度は186かどうかわからへんですよ。186人というのは22年度4月1日以降やりたいという予定でしょう。だから、規約に基づいて整理をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） 先ほども申し上げましたけども、規約で派遣職員数の比率で負担することとしておりますが、負担額は機構の予算で決めていくというふうに設定してございます。これも先ほども申し上げましたように、1月からの、8月から年度内までの派遣職員数につきましては186名ではなくて、一定限定した人数となっておりますけれども、21年度中の業務といたしますのは、22年度から本格的な徴収業務を展開していくために必要な準備段階の仕事をやっていくということで、ここにつきましても、当初予定どおり186名を分母にしました分担率でやっていこうとするものでございます。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 規約に書かれていることと中身が違うということを指摘しておきます。

次に、システム連携の問題でございますが、フェーズ2テスト、フェーズ3テストの実施状況、エヌジーの団体数及びそのエヌジーの内容について、現在の状況を御説明いただきたいと思います。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） システム連携のテストについてでございますけれども、税の業務といたしますのは間違いが許されませんので、現在慎重にテストを行っているところでございます。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 11月現在の資料は持っているんです。聞いているのは、現在のフェーズ2、フェーズ3テストの実施状況、エヌジーの団体数、エヌジーの内容について御説明いただきたいと思います。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） エヌジーの例としましてはさまざまございま

す。現在テストを進めているところでございますので、まだ最終段階に至っていない団体も複数ございますけれども、必要なテストを十分に行っていきたいと思っております。

議長（近藤永太郎君） 中西事務局次長。

事務局次長兼業務課長兼会計管理者（中西利信君） テストの状況でございますが、今回は26団体の構成団体に御参加いただくという中で、来年4月から連携を予定されているところが3つございます。ということで、現在連携のテストをしておりますのが23団体ということでございます。

フェーズ2テストでございますが、23団体中18団体が終了、5団体が現在テストをやっております。フェーズ3テストは、フェーズ2テストを終了しました18のうち8団体が現在テストをしております。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 そのエヌジーの内容について御説明いただきたいと思えます。

議長（近藤永太郎君） 中西事務局次長。

事務局次長兼業務課長兼会計管理者（中西利信君） 非常に細かい話で、桁ずれと申しまして半角指定の項目に全角のデータが入っており、あるいは地区コードの不一致、あるいは必須データとして私どもがいただきたいと思っております納期限ですとか車両ナンバーとかそういうもののデータが間違っており、そういうことが原因でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 そういう状態で、1月からの事業開始は無理だと思います。資料によれば、データが連携できないところは手入力するとありますが、手入力した場合、例えばその一部が収納されたらまた手入力で直すということですか。

議長（近藤永太郎君） 中西事務局次長。

事務局次長兼業務課長兼会計管理者（中西利信君） はい、手入力ということは構成団体と私どものシステムが連携しないということでございますので、データに変更が出ればその都度手を入れるということでございます。

業務は絶対に間違ったらいかんということでございますので、正確性を確認してやっていきたいというふうに考えております。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 手入力でやるということは、要するにワープロ機能としてパソコンを使うわけですね。そろばんで勘定するようなもんじゃありませんか。こういう状況で1月1日からの運用開始は、連合長はできるとお考えでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） これは、いろいろなシステムの開始のときには通常起こることですね。つまり、いかにきちんと事前にやってもバグは必ず出てまいりますから、バグを見ながらダブルで直していくというのが通常のやり方です。それによって一番確実にやりながら、そしてシステムをつくり上げていくというのが私は通常だと思いますので、別にそれは変わったことではないというふうに思っています。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 税の処理ですから、間違いはあってはならんわけです。現在の状況は、先ほど説明があったようになり多くのところでエヌジーがあると。ましてや4月から予定しているのが3団体あるということで、エヌジーのところは手入力で作業すると。そんなことで正確な実務ができるとは思いません。1月以降、それで督促状とかはちゃんと出せるんですか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） 督促状ということにつきましても正確性を十分検証した上で、大丈夫だということを確認した上で督促状を出していこうというふうに考えております。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 連合長は、バグはつきものだと。それは、パソコンですからいろいろなことはあります。ありますけども、それをないように整理をするのが役所の仕事ですよ。起こるのがちょっとぐらいはしょうがないなというような顔で御説明なさったですけども、1件たりともそういうミスがあってはならんというのが税の督促とか催促とかそういう仕事ですよ。それが、こういう準備状況では無理だなというのがよくわかりました。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） ですから、確実を期するために手入力とあわせてやっていくわけです。これはもう予算システムでも何でも、普通は最初の年は両方やっていくんですよ。それによってきちっとした形で安心・安定の基礎をつくっていくわけですから。それはできる、できないという問題ではなくて、どうすれば一番確実に初期の立ち上がりをうまくできるかという話をしているんで、どんなに正確な、またどんなにきちっとやったシステムであっても最初の立ち上がりのときは2つのシステムを併存させてチェックをしていくというのが、私はこれは業務のやり方としては当然だということを申し上げたわけです。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 当然だとおっしゃるけれども、工程表が数カ月遅れているでしょう。この遅れを取り戻すのは、数カ月後の実施でないと無理じゃないですか。数カ月遅れたのに1月1日からやれば、これは失敗が起こるということを指摘しておきます。

1月から地方事務所を設置するのですが、乙訓は庁舎の裏の裏のプレハブの2階ということで、これで市民が行けるんでしょうか。宇治は、御案内のとおり交通不便地です。電車の駅からかなり遠い、駐車場も会館の駐車場がいつもいっぱいでもうどうしようもありません。こういうところに地方事務所を設置して、1月1日から運用できるんでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） 地方事務所の場所につきましては、公的な機関を中心に探していたわけですが、乙訓地方事務所につきましては、京都府の乙訓総合庁舎の本庁舎に設置する予定でございます。ただ、設置する本庁舎でございますが、そのスペースがたまたま執務室として使用されておりますので、当面本庁舎の南側の棟の2階部分の一部を仮事務所として業務を行うというふうなことで考えております。

納税者との対応や相談スペースにつきましては、本庁舎内に別途確保するというので、来庁者の方々に御不便をおかけしないような配慮をしていきたいと考えております。

山城中部地方事務所でございますけども、府立城南勤労者福祉会館のところで設置する予定でございます。御指摘のとおり駐車場が少ないわけでございますが、納税者が来訪される際の駐車スペースは確保していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 そうすると、乙訓の事務所は、1月1日以降は、プレハブの事務所に1人と本庁舎の中に1人、1人ずつ分かれて勤務されるということですか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） 分かれてということではございませんで、基本的には庁舎のほうで業務をやりますけども、来庁者があった場合に御不便をおかけしないような配慮はしていきたいと、このように考えております。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 配慮しても、かなり難しそうな話がよくわかりました。

共同徴収を地方事務所でするわけですが、例えば中部地方事務所は件数は何件でしょうか、中丹地方事務所は件数は幾らでしょうか。その2つの事務所についての取り扱う件数についてお答えいただきたいと思います。

議長（近藤永太郎君） 中西事務局次長。

事務局次長兼業務課長兼会計管理者（中西利信君） お尋ねの中部地方事務所なのですが、共同徴収案件は17件でございます。中丹につきましては13件ということでございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 17件や13件の事務をするのに、交代で併任辞令を出された人が当番するわけですね。電車か車に乗って通勤されるんでしょうが、2人で何をするのか、13件、お茶飲んで電話を待っているんでしょうか。2人分の仕事があるんですか、17件とか13件で。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） 一般的に地方事務所のほうで、共同徴収案件を基本としまして滞納整理をやっていくわけでございますが、その共同徴収案件の案件以外にも構成団体の意向がある場合は、手入力によりまして案件を移管していただきまして滞納整理をやっていこうと、こういうふうに考えております。以上です。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 聞いているのは、13件の事務を処理するのに2人分の仕事があるんですか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） 滞納整理という業務ももちろん基本的にございますけども、先ほど来の御指摘を受けております共同徴収支援システムのデータ連携のテスト、そういったものについても十分目配りをしていく必要がございますので、いろんなデータの正確性の確認という作業もかなりあるというふうに考えております。以上です。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 先ほどの説明で、手入力は年内に各構成団体でして、それを持ち寄って運用していくわけでしょう。もう手入力は終わっているわけです。あとの整理はまたせんなんわけでしょうけども、これだけの件数で2人常駐してるというのは、無駄を省くとか何とかとい

う理屈をつけてやったんですが、移動時間も含めるとかなり無駄なような気がしますが、連合長のお考えを聞かせてください。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） これから始まるわけですから、その業務量に応じてきちっとした組織体制をこれからもつくっていかねばならないと思っております。

まずは立ち上げて、しっかりとした業務の遂行をしていかなきゃいけないと思いますし、現状につきましては、多分いろいろなチェック問題とかそうしたものがありますので、結構な事務量になってくるんじゃないかなと思っております。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 結構な事務量があるのであれば、共同徴収の件数が多い事務所は2人では足りるではありませんか。1月1日から事務所を開設するのは無駄を省くという、今までおっしゃっていたこととかなり乖離があるということを指摘しておきます。

次に、課税の問題でございますが、連合長はきょうのごあいさつで課税業務共同化に向けて取り組むと明言されました。具体的にどういうことを、課税事務の共同化をするということなんでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 基本的には、できる限り都道府県と市町村が力を合わせていくことが正しいと思っております。しかし、どこまでいくかというのはこれはまさに市町村とお話をしていかなければならないので、今この場で私が明言をすべきことではないと思っております。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 いただいたこの資料では23年4月以降課税事務を共同化すると明確に書かれていますが、このことは構成市町村とは合意済みということですか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） 課税事務の共同化でございますが、まずは課税権は各構成団体にあるということが前提となってまいります。したがって課税事務の共同化は、事務作業を府の職員、市町村の職員で共同してやっていこうということでございます。構成26団体の首長さん方の中で、課税事務の作業の共同化もやっていこうということについては既に合意が形成されております。

ただ、どういった税目のどういったシステムをつくって、いつから実施していくのかということにつきましては、個々に検討していきまして、その都度合意を形成し、議会にもお諮りして決定していくことだと考えております。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 23年4月以降、課税事務の共同化ということで合意してるんですか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） そこにつきましても最終合意ではございません。ただいま法人のシステムを検討している段階でございます。それにつきましても、こういったものでどうですかということをお諮りして、議会でもお認めいただきましたら23年以降か

ら実施していければと考えております。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 むしろ、京都府側の御意向のようなお答えでございました。まだその内容までの構成市町合意はないということなので、資料には明確にそう書いてありますが、そこは丁寧に構成団体との合意の範疇で書くべきだと思います。

もう少し課税の問題で具体的に聞きますが、ホームページによりますと、法人税については、課税情報等を一元管理する支援システムの整備、個人住民税は、申告センターでの給与支払報告書の一括受付一括入力、国税データ連携による課税資料収集の共同化から開始することを基本に、さらに課題整理を進め共同化業務の範囲拡大とともに必要な支援システムの整備とあります。固定資産税は、償却資産にかかる課税情報固定資産税システムも活用し管理とあります。これは課税の一元化のことでかなり踏み込んで書いてありますが、これについても構成団体の合意事項ですか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） 今後、各税目のシステムを検討していく際に、そういった項目、方向性で検討していこうということではございます。あくまでもそれはこれから検討していく中身でございます。そういうことを検討していきまして、各構成団体間で合意形成していくということではございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 要するに、課税の問題については、やりたいことをいろいろ書いてあるのはわかるんですが、今読み上げたようなことについては、私は課税権の範疇の問題、市町村の固有の業務の範疇にまで踏み込んで移管するということになると思います。最初の説明にありました、課税権はそれぞれの構成団体にある、という説明と符合しないように思いますが、いかがでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） どの構成団体も、システムを使って多分税務行政をやっておられると思います。課税のシステムもおつくりになって、それによって業務をされていると思います。そういったことを今度は広域連合のほうで共同でやっていきたいと思います。そのシステムの整備に関する事務も広域連合京都地方税機構の業務として規約でも定められているところではございます。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 ですから、そこが、中身が課税権にまで踏み込んでいると指摘しているわけではございます。踏み込んでないのであれば説明いただきたいと思います。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 共同で算定することは課税権の問題でも何でもなくて、事務の問題ですから。課税権という権利自身を譲渡するというようなことはどこにも書いてないわけですし、これはあくまで、そのところを共同化しようというものでありますので、御理解いただきたいと思います。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 共同化ということについてですけど、課税は市町村固有の権限だと思います。ですから、ここにまで踏み込んで共同化するのはいかがなものかと思えますし、その内容についても先ほど岩瀬さんから御説明がございましたように、まだ合意事項にまでなっていないことが踏み込んでホームページに書かれているというのは問題があると指摘しておきます。

次に、国保の問題ですが、広域計画のところには、最初のくだりには国保料、国民健康保険料とある。後では税という単語がありますが、それは、最初のあたりに出てくる国保料というのは、国民健康保険料と書いてあるのは、税は省くということですか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） 国保の形式としまして、国保税の形式と国保料の形式とがございます。国保税のところは地方税法のところに規定しておりますので、地方税法の中に包含せしめるという趣旨でございます。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 広域計画のところには、国民健康保険料と書いてあります。国保税のことはしないかのように見受けられます。後のほうには国保料（税）と書いてあるんですけど、それはいいですね。

それで、例えば、移管された国保の分について不服申し立てする先はどのようになるのでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 大槻事務局業務課参事。

事務局業務課参事（大槻光君） 国保の不服申し立てにつきましては、国保税の場合は市町村が基本的に受けます。国保料につきましては、国民健康保険審査会というところに不服申し立てをすることになっております。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 そうすると、機構ではないということですね。機構なりに言うのじゃなくて、法律どおり税機構に移った、機構送りにされた分についても不服申し立ては市町村並びに国保審査会、そういう従来どおりということによろしいですか。

議長（近藤永太郎君） 中西事務局次長。

事務局次長兼業務課長兼会計管理者（中西利信君） 私どもの権限である、滞納整理の部分につきましては、私どものほうにということでございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 ですから、機構に移管されたケースの案件で不服申し立てをするルールは、大槻さんが御説明になったとおりでいいんですね。不服申し立てはいろんなことがあります。課税に対することもあれば、徴収に関することもあるわけですから。それは機構じゃなくて市町村なり国保審査会、今までどおりということですか。

議長（近藤永太郎君） 大槻事務局業務課参事。

事務局業務課参事（大槻光君） 先ほどの不服申し立ては、課税に関する件で説明をさせていただきます。滞納になりまして機構に移管された分の徴収に関する件につきましては、国保税の場合には機構に不服申し立てが来るものと認識をしております。国保料につきましては、国民健康保険審査会に不服申し立てをしていただくこととなります。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 そうすると、先ほども少しありました国保料に滞納があって機構に移管された人の無保険問題についての対応は、市町村がするのか機構がするのか。もう少し言えば、徴収と証の発行の関係はどう調整されるんですか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） 短期被保険証とか被保険者資格証明書の交付、更新につきましては、機構は権限を持っておりません。ですから、その辺の課題につきましては各構成団体のほうでしっかり対応していただく必要がございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 証の発行なりは市町村ですから、機構送りになった方とのやりとりはどちらがするのかあいまいなままだと思います。

さらに、先ほど連合長が説明された中で、いろいろな税と国保とかいろいろな税目を取り合いになってはいかんという話ですが、国保料と他の税が両方回って来た場合は、収納されたお金は税が優先ということになるのでしょうか。そこについて御説明いただきたいと思います。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） 料と税では、今の法律上は税のほうが優先的に徴収するという格好になっております。以上です。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 そうすると、現在国保料について機構で事務を取り扱う団体もあるんですね。その場合に、実際の案件があれば税に先に入れてしまうと、料は後回しになると、こういうことになるのでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） 今おっしゃったことにつきましては、機構独自の問題ではなくて、各構成団体でも国保料と税につきましては同じような問題があるということがございます。基本的には、先ほども申し上げましたように税のほうを法律上優先するということでございます。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 だから、断固たる滞納整理、例えば競売とかをかけて法的手続を踏んでいくと税を優先するという事は間違いないですね。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） 滞納整理について処分した場合は今おっしゃったとおりになりますけれども、これは機構に限った問題ではございません。各構成団体でも同じ問題でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 宇治市など今回国保料について加わらなかったところの意見はどうかということで宇治市で聞きましたら、各団体とも優先権の問題があるので、料のところは機構に入ったら得にはなりませんと、したがって入りませんという説明を私は聞いています。ですから、

そういうことなんだなということがよくわかりました。

それで、実際の府民、市民との関係は、無保険問題との対応は市町村がするという事です。そうすると、国保料の未納分の相談はこちら、保険証の発行は市町村。主にはどちらの窓口に行けばよいのでしょうか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） 機構は、滞納整理の案件を移管いただきまして、料、税の滞納整理をやるところでございます。そのほかの権限はございません。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 したがって、実際の親切な相談をしようにも、機構ではお金を払いなさいという事の権限ですからその話をするわけです。今まで市町村でやっている場合は、お金を払ったらその足で保険証を持って帰れたわけです。ですから、そういうことが移管されたらできなくなるという問題で、無保険問題での親切な対応をしようと思えば機構ではできないということだと思います。

次に、労使合意の問題について御説明いただきたいと思います。機構及び各構成団体とその労働団体との労働条件についての労使合意の状況について御説明いただきたいと思います。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） 機構のほうに派遣していただく職員さんの勤務条件に関するところでございますけれども、これは基本的には、派遣元である各構成団体で決せられる事項であると考えておりますけれども、機構においても関係職員の代表と意見交換を行っているところでございます。以上でございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 お聞きしているのは、労使合意の状況はどうなっているのかということです。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） 意見交換を現在やっております。今後も継続した意見交換をやっていこうということでございます。以上です。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 要するに意見交換を今後もやっていくということは、労使合意ができてないということでございますね。合意できてない内容は、例えばどういうことですか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） 派遣職員の勤務条件につきましては、派遣先規定の適用、あるいは派遣元規定の適用ということになっておりまして、給料ほか手当関係、これは派遣元団体の規定を適用することになっております。したがって、それがどのようになるかということにつきましては、派遣元団体と調整すべきことであるというふうに考えております。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 内容はもうやめておきますけど、要するにまだ労使合意に至ってない、引き続き協議をします。そういう段階で1月1日から職員が派遣されるんですが、それで実際に地

方事務所を運営できるんですか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） 先ほどからも申し上げておりますように、来年1月からの地方税機構への派遣職員にかかる給与、休暇等の勤務条件につきましては、派遣元団体における勤務条件を基本として機構で勤務いただく、ということで既に構成団体の了解を得ていることですので、各派遣元団体で調整していただくことであると考えております。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 1月1日から地方事務所に当番で併任辞令を出した人が来はるわけでしょう。機構の事務所に来られる人の労働条件が職場でまちまちなままだということで、本当に職場が回るのかということは、私も疑問に思います。であるのに、既に労働条件の幾つかの問題について専決処分をしまっているというのは時期尚早じゃなかったんですか。

議長（近藤永太郎君） 岩瀬事務局長。

事務局長総務課長事務取扱（岩瀬充君） 労働者の代表の方との意見交換につきましては、今後とも継続してやっていきたいというふうに考えております。

ただ、1月から派遣していただくということにつきましては、今後も意見交換をしていくということで、納得はされてないでしょうけども、意見交換を今後とも継続していこうということでございます。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 そういうふうに労働条件の合意の問題、データの連携の問題など、1月1日から地方事務所を運営するという点については時期尚早であると思いますが、その点について連合長のお考えを聞かせてください。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 今お話がありましたように、労使合意につきましては、各構成団体からの派遣として出てくるわけで、派遣元できちっと決められている話ですので、別に1月1日とかを待たずにちゃんと各地方公共団体でやってらっしゃるはずですよ。

そして、その後で事務につきましても、ある面ではシステムを立ち上げる話ですから、できるだけ早く立ち上げて、きちっと検証してから進んでいくほうが私は合理的だと思いますので、1月1日から開始するという点については問題はないし、また問題がないように努力もしていかなければならないということは御指摘として承っておきたいというふうに思っております。

それから、無保険者の問題なんですけれども、逆に言うと、無保険者の問題が起きている現状にかんがみてきちとした滞納整理をやっていくというのは我々の責務ではないでしょうか。現実の問題がないならともかく、私どもも議会でよく市町村に助言しろとか指導しろとか言われておるんですけれども、そうではなくて、みんなで力を合わせて一定の方向を出していくというほうが、よほど温かい行政になるというふうに思っております。今すべてがうまくいっているんだったら、水谷議員のような御質問なんだろうけども、私はこういうことを通じまして、多くの市町村が共通の認識を持ってこれから進んでいくことによって、

国保につきましてはより温かな行政ができるようにしていくというのが我々の基本だというふうに考えております。

議長（近藤永太郎君） 水谷修君。

水谷修君 そこにもう一回戻ってきましたので意見だけ言っておきますけども、国保の証の発行は市町村の問題です。ですから、機構送りになった人の相談窓口がどっちかということについてはややこしいことがありますので、そこが難しい問題だということで、いずれにしても親切な対応を双方で協議して執行されるように、ここについては要望しておきます。

それから、先ほども少し述べていたんですが、11月19日付で連合長名で知事と各市町村長に「平成22年1月からの徴収業務の開始について」という文書が送られています。ここには、下記により平成22年1月から業務を実施することといたしましたと過去形で書いてあります。

きょう、今、議会で審議してるんですが、この審議が終わって、可決されるかどうか知りませんが、可決されたら、過去形でされましたという文書を送るのは私はわかるんですが、11月の段階で、実施することといたしました。やりたいということを会議で各団体と調整するのはわかりますけど、実施することといたしましたと決定済みであるかのように送っているのは、議会の権能の部分を踏み越えて、連合長が決定したということを送っているのはいかなことかと思いますが、その点についてだけ最後、連合長の御意見を聞かせていただきたいと思います。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） これはもう停止条件つきであるということは当然自治法の範囲であって当たり前の話ですから、そういうことを一々書くということではないと思います。もちろん議会の議決というのが停止条件になっているわけですから、これが解除条件になるだけの話でありますので、そういうもとで我々はきちっと仕事をしているわけですので、それは一々その、多分市町村長の皆さんでわからない人はいないと思うのですけれども。

それについて、それでも御不満があるというんだったらまた表現の問題はあったのかも知れませんが、我々はあくまで停止条件つきでそれを出しているということでもあります。

議長（近藤永太郎君） 次に、石田春子君に発言を許します。

石田春子君。

石田春子君 笠置町の石田です。

透明度の高い税務体制の確立について質問をします。前窪議員と水谷議員の質疑がしっかりなされたので、私は何より公正公平で透明度の高い税務体制の確立ができるのか、また固定資産税の基準となる家屋評価などに市町村によってばらつきがあると思いますが、地域のしがらみが課税や徴収を左右することがないのか、それだけお聞きします。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 今、いろいろな滞納問題が、いろんなところの部分に出てきております。私は、特に経済問題、雇用問題が非常に厳しい中でありますから、それぞれの事情に応じた、先ほどからお話ししましたように親切な、そうした形でしっかりと府民の皆さんに向かい合うということは必要だと思っています。

しかし一方で、大変悪質な事例も出てきておりまして、こうした事例につきましても市町村の税の職員も府の税の職員も非常に大きなストレスを抱えているのが現状であります。こうした問題につきましてもしっかりとした対応体制をとっていきまないと、府民の皆さんの税に対する公平感が失われたり、また職員の皆さんの大変なストレスを呼んでいくという事態もございます。我々はあくまで府民の皆さんの税に対する信頼をしっかりと打ち立てるためにも、評価も含めまして、できる限り府内の不平等が起きないように、その中で一人一人の状況に応じた親切的な行政ができるように、この広域機構を通じて実現を図っていきたくて考えております。

議長（近藤永太郎君） 石田春子君。

石田春子君 笠置町も税収が本当に一番少ないので、よろしくをお願いします。

住民の利便性についてですが、電算システムの統一化に伴い笠置町で町に新たな負担があるが、共同化の効果はすぐには数字にあらわれないですけども、行政の効率化を進めながら住民の利便性をどのように高められるのかお聞きします。

議長（近藤永太郎君） 山田広域連合長。

広域連合長（山田啓二君） 電算のシステムの問題というのは、これから大きくのしかかってくると思います。IT化時代というのはますます高度化を深めていくと思いますし、それによって非常に便利な形で我々は生活を維持できると思います。この問題は、ソフトについては今までのハードをつくるのと違ひまして、26の団体がそれぞれソフトをつくと26の費用がかかってしまう。それを1つのソフトでやった場合には、同じソフト1つを共有することができる。それだけに、電算時代と申しますかIT時代というのは、できる限りシステムを共有化できるかということが住民の皆さんにとって非常に、効率的、効果的な行政を行っていく上では大変大きな問題になっております。

今は新しいシステムをつくらなければなりませんけれども、税のシステムが共同化することによりまして、これからはそれぞれの市町村の負担というのは、大幅に減っていくと私は思います。そして、それによって、みんなどこに行っても同じシステムで受けることができますので、納税者の皆さんから見ましても、これは戸惑いのない形で便宜を図れるというふうに考えておりまして、その面から申しますと、こういう統一システムをつくることは効果的な面からもまた納税者便宜の面からも私は大きいというふうに考えております。

議長（近藤永太郎君） 石田春子君。

石田春子君 ありがとうございました。初めての臨時議会ですので、これで質問を終わります。

議長（近藤永太郎君） 以上で質疑を終結いたします。

ここで各位に申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。御了承願います。

次に討論に入ります。

通告がありますので、前窪義由紀君に発言を許します。前窪義由紀君。

〔前窪義由紀君登壇〕

前窪義由紀君 日本共産党の前窪義由紀でございます。

ただいま議題になっております33件の議案のうち、第1号議案、第10号議案、第11号議案、第13号議案、第14号議案及び第24号議案から第29号議案の11件について反対をし、他の議案には賛成の立場で討論を行います。

税務行政は地方自治の根幹をなす業務であり、住民にとっては暮らしや営業に直接かわる極めて重要な問題であります。にもかかわらず、税務の共同化を主導した京都府においてはパブリックコメントすら実施されずに強引に進めてまいりました。また多くの府民の皆さんから、拙速な共同化については懸念する立場から、府議会や市町村議会への請願も数多く出されてまいりました。そもそも税務の共同化については、1つ、福祉や医療などと税業務を切り離し、市町村の総合行政を弱体化させること、2つ、市役所や町役場から遠く離れた地方事務所に事務が移され、住民へのきめ細かな税務相談等ができにくくなること、3つ、徴収率98%を目指す余り、断固たる滞納処分も辞さない強引な税金の取り立てにつながる危険性があること、4つ、国民健康保険料(税)を対象にしたことで社会保障としての国民健康保険制度を揺るがす可能性があることなど、重大な問題をはらんでいます。だからこそ、強引、拙速に進めるべきでないと求めてきたものであります。

現在に至っても税機構の要である電算システムの立ち上げ等が極めておくれ、税機構で働く職員の労働条件すら労働組合と基本合意ができていないにもかかわらず、何が何でも1月からスタートさせるということは、消えた年金が許されないのと同じように、間違いがあってはならない税業務の性格から言っても到底容認することはできません。

京都地方税機構が今やるべきことは、1月からの共同徴収業務の実施を延期し府民に対して十分な説明責任を果すこと、そして業務開始に向けた万全の体制を整えることであります。準備段階でこんなに基本部分の取り組みがおくれている以上、今議会に提案されている予算関係議案、1月実施に関する議案、労働条件等に関する専決承認議案については賛成することができません。

以上、反対理由を述べ、討論を終わります。御静聴ありがとうございました。

議長(近藤永太郎君) 以上で討論を終結いたします。

議長(近藤永太郎君) これより、議案33件について採決に入ります。

採決は、1件ずつ33回に分けて、挙手により行います。

採決については、まず第14号から第33号まで、次に第1号から第13号までの順に採決を行います。

まず、第14号議案「平成21年度京都地方税機構一般会計予算の専決処分について承認を求める件」の採決を行います。

本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長(近藤永太郎君) 挙手多数であります。よって、第14号議案は承認されました。

次に、第15号議案「京都地方税機構の休日定める条例の制定の専決処分について承認を求める件」の採決を行います。

本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、第15号議案は承認されました。
次に、第16号議案「京都地方税機構公告式条例の制定の専決処分について承認を求める件」の採決を行います。

本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、第16号議案は承認されました。
次に、第17号議案「京都地方税機構行政手続条例の制定の専決処分について承認を求める件」の採決を行います。

本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、第17号議案は承認されました。
次に、第18号議案「京都地方税機構情報公開条例の制定の専決処分について承認を求める件」の採決を行います。

本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、第18号議案は承認されました。
次に、第19号議案「京都地方税機構個人情報保護条例の制定の専決処分について承認を求める件」の採決を行います。

本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、第19号議案は承認されました。
次に、第20号議案「京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会条例の制定の専決処分について承認を求める件」の採決を行います。

本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、第20号議案は承認されました。
次に、第21号議案「京都地方税機構議員報酬等に関する条例の制定の専決処分について承認を求める件」の採決を行います。

本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、第21号議案は承認されました。
次に、第22号議案「京都地方税機構事務局設置条例の制定の専決処分について承認を求める件」の採決を行います。

本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、第22号議案は承認されました。
次に、第23号議案「京都地方税機構職員定数条例の制定の専決処分について承認を求める

件」の採決を行います。

本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、第23号議案は承認されました。

次に、第24号議案「京都地方税機構職員の服務等に関する条例の制定の専決処分について承認を求める件」の採決を行います。

本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（近藤永太郎君） 挙手多数であります。よって、第24号議案は承認されました。

次に、第25号議案「京都地方税機構職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定の専決処分について承認を求める件」の採決を行います。

本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（近藤永太郎君） 挙手多数であります。よって、第25号議案は承認されました。

次に、第26号議案「京都地方税機構議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定の専決処分について承認を求める件」の採決を行います。

本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（近藤永太郎君） 挙手多数であります。よって、第26号議案は承認されました。

次に、第27号議案「京都地方税機構報酬及び費用弁償条例の制定の専決処分について承認を求める件」の採決を行います。

本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（近藤永太郎君） 挙手多数であります。よって、第27号議案は承認されました。

次に、第28号議案「京都地方税機構職員の給与に関する条例の制定の専決処分について承認を求める件」の採決を行います。

本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（近藤永太郎君） 挙手多数であります。よって、第28号議案は承認されました。

次に、第29号議案「京都地方税機構旅費条例の制定の専決処分について承認を求める件」の採決を行います。

本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（近藤永太郎君） 挙手多数であります。よって、第29号議案は承認されました。

次に、第30号議案「京都地方税機構広域連合長の報酬の特例に関する条例の制定の専決処分について承認を求める件」の採決を行います。

本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、第30号議案は承認されました。

次に、第31号議案「京都地方税機構長期継続契約に関する条例の制定の専決処分について承認を求める件」の採決を行います。

本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、第31号議案は承認されました。

次に、第32号議案「京都地方税機構指定金融機関の指定の専決処分について承認を求める件」の採決を行います。

本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、第32号議案は承認されました。

次に、第33号議案「京都地方税機構公平委員会に係る事務委託の専決処分について承認を求める件」の採決を行います。

本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、第33号議案は承認されました。

次に、第1号議案「平成21年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）」の採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（近藤永太郎君） 挙手多数であります。よって、第1号議案は原案どおり可決されました。

次に、第2号議案「京都地方税機構議会定例会条例制定の件」の採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、第2号議案は原案どおり可決されました。

次に、第3号議案「京都地方税機構議会の議決に付すべき契約等に関する条例制定の件」の採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、第3号議案は原案どおり可決されました。

次に、第4号議案「京都地方税機構監査委員条例制定の件」の採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、第4号議案は原案どおり可決されました。

次に、第5号議案「京都地方税機構地方事務所設置条例制定の件」の採決を行います。
本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、第5号議案は原案どおり可決されました。

次に、第6号議案「京都地方税機構職員の定年等に関する条例制定の件」の採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、第6号議案は原案どおり可決されました。

次に、第7号議案「京都地方税機構副広域連合長の給与及び旅費に関する条例制定の件」の採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、第7号議案は原案どおり可決されました。

次に、第8号議案「京都地方税機構財政状況等の公表に関する条例制定の件」の採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、第8号議案は原案どおり可決されました。

次に、第9号議案「京都地方税機構財産条例制定の件」の採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、第9号議案は原案どおり可決されました。

次に、第10号議案「京都地方税機構滞納処分及びこれに関連する事務の処理等に関する条例制定の件」の採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（近藤永太郎君） 挙手多数であります。よって、第10号議案は原案どおり可決されました。

次に、第11号議案「京都地方税機構職員定数条例一部改正の件」の採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（近藤永太郎君） 挙手多数であります。よって、第11号議案は原案どおり可決され

ました。

次に、第12号議案「京都地方税機構広域連合長の報酬の特例に関する条例一部改正の件」の採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、第12号議案は原案どおり可決されました。

次に、第13号議案「京都地方税機構広域計画作成の件」の採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（近藤永太郎君） 挙手多数であります。よって、第13号議案は原案どおり可決されました。

議長（近藤永太郎君） 次に、日程第9、第34号議案「副広域連合長の選任について同意を求める件」を議題といたします。

議案を朗読させます。事務局職員。

〔事務局職員朗読〕

第34号議案

副広域連合長の選任について同意を求める件。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第162条の規定により、下記の者を副広域連合長に選任することについて同意されたい。

平成21年12月13日提出

京都地方税機構

広域連合長 山田 啓二

記

中山 泰

木村 要

岩瀬 充

議長（近藤永太郎君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております第34号議案については、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

議長（近藤永太郎君） 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。

採決の方法は挙手によります。

本件は、議案としては1件ですが、その内容は3個でありますので、選任同意についてはお一人ずつ、3回に分けて採決いたします。

まず、中山泰君の副広域連合長選任に同意することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、中山泰君の副広域連合長選任に同意することに決しました。

次に、木村要君の副広域連合長選任に同意することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、木村要君の副広域連合長選任に同意することに決しました。

次に、岩瀬充君の副広域連合長選任に同意することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、岩瀬充君の副広域連合長選任に同意することに決しました。

この場合、中山泰君、木村要君、岩瀬充君からごあいさつの申し出がありますので、発言を許します。中山泰君。

〔中山泰君議席前面に立つ〕

中山泰君 京丹後市の中山でございます。発言のお許しをいただきまして、ありがとうございます。

ただいまは副広域連合長の御同意、御議決を賜りまして、まことにありがとうございます。

私自身、大変微力でございますけれども、山田広域連合長のもと、職員の皆様とともに力を合わせて、この大変意義が高い大きな課題に対しまして誠心誠意尽くしてまいりたいつもりでございますので、議員の皆様の温かい御指導を心からお願い申し上げます。

甚だ簡単でございますけれども、心からよろしくお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

議長（近藤永太郎君） 木村要君。

〔木村要君議席前面に立つ〕

木村要君 ただいま議長様から発言のお許しをいただきました、木村要でございます。

ただいま、第34号議案、京都地方税機構副広域連合長の議案の中で全員一致で御同意を賜りまして、心からお礼と感謝を申し上げます。

申し上げるまでもなく、山田広域連合長を支え、そして目的にありますように、それを忠実に実行できるように、そしてまた府民の期待にこたえられますように、副広域連合長として全力を挙げる決意でございます。

この場をお借りいたしまして、皆さん方に御指導、御鞭撻を賜りますよう、重ねてお礼を申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。（拍手）

議長（近藤永太郎君） 岩瀬充君。

〔岩瀬充君議席前面に立つ〕

岩瀬充君 岩瀬でございます。お許しをいただきましたので、一言お礼のごあいさつをさせていただきますと思います。

ただいまは私の副広域連合長選任の御同意を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

見かけどおりの未熟者でございますけれども、山田広域連合長の御方針を十分心にいたしまして、また中山副広域連合長さん、木村副広域連合長さんのお力添えもいただきながら職務に精いっぱい精励してまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては一層の御指導、御鞭撻のほどを心よりお願い申し上げまして、簡単ではございますが私からのごあいさつとさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。(拍手)

議長(近藤永太郎君) 次に、日程第10、第35号議案「監査委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

議案を朗読させます。事務局職員。

〔事務局職員朗読〕

第35号議案

監査委員の選任について同意を求める件。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第196条第1項の規定により、下記の者を監査委員に選任することについて同意されたい。

平成21年12月13日提出

京都地方税機構

広域連合長 山田 啓二

記

岩 崎 宗 雄

田 畑 豊

議長(近藤永太郎君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております第35号議案については、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

議長(近藤永太郎君) 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。

採決の方法は挙手によります。

本件は、議案としては1件であります。その内容は2個でありますので、選任同意についてはお一人ずつ、2回に分けて採決いたします。

なお、本件につきましては地方自治法第117条の規定により関係議員は除席することになっておりますので、岩崎宗雄君の退場を求めます。

〔岩崎宗雄君退場〕

議長(近藤永太郎君) それでは、岩崎宗雄君の監査委員選任に同意することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長(近藤永太郎君) 挙手全員であります。よって、岩崎宗雄君の監査委員選任に同意

することに決しました。

〔岩崎宗雄君入場〕

議長（近藤永太郎君） 次に、田畑豊君の監査委員選任に同意することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、田畑豊君の監査委員選任に同意することに決しました。

議長（近藤永太郎君） 次に日程第11、「選挙管理委員及び補充員の選挙」を行います。お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

議長（近藤永太郎君） 御異議なしと認め、さよう決します。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

議長（近藤永太郎君） 御異議なしと認め、さよう決します。

なお、指名は委員及び補充員の2回に分けて行います。

まず委員に、田中英世君、坂田緑郎君、荘司泰男君、佐々木明君、以上の4人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4人を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

議長（近藤永太郎君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4人が選挙管理委員に当選されました。

次に補充員に、高屋直志君、木村繁雄君、河合良治君、梅原勲君、以上の4人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4人を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

議長（近藤永太郎君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4人が選挙管理委員補充員に当選されました。

お諮りいたします。補充員の補充の順序は、ただいまの指名の順序とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

議長（近藤永太郎君） 御異議なしと認め、さよう決します。

議長（近藤永太郎君） お諮りいたします。

大西宏君ほか2名の諸君から議第4号議案「京都地方税機構情報公開条例一部改正の件」が提出されましたので、この場合緊急事件と認定し、日程を追加し直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

議長（近藤永太郎君） 御異議なしと認め、直ちに議題といたします。

案文はお手元に配付のとおりであります。議第4号議案について、大西宏君から提案理由の説明を求めます。大西宏君。

〔大西宏君登壇〕

大西宏君 木津川市選出の大西宏でございます。

ただいま議題となりました議第4号議案「京都地方税機構情報公開条例一部改正の件」につきましては、現行の「京都地方税機構情報公開条例」の実施機関に議会を加えることによりまして、より身近でより開かれた機構議会の実現を目指すものでございます。

以上が提案議案の概要でございますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げますとともに、あわせて御賛同をお願いしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（近藤永太郎君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第4号議案につきましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

議長（近藤永太郎君） 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。

採決の方法は挙手によります。

議第4号議案「京都地方税機構情報公開条例一部改正の件」を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（近藤永太郎君） 挙手全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議長（近藤永太郎君） 以上で、今期臨時会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、平成21年12月京都地方税機構議会臨時会を閉会いたします。

午後5時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

京都地方税機構議会臨時議長 吉田 繁治

京都地方税機構議会議長 近藤 永太郎

会議録署名議員 植田 喜裕

同 祐野 恵